

地域密着型通所介護、介護予防型デイサービス ケアサービス富士 運営規程

(事業の目的)

第 1 条 この規程は、アサヒケアサービス株式会社が開設するケアサービス富士（以下「事業所」という。）が行う事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な通所介護事業を提供し、もって介護予防及び自立を支援し、居宅において健全で明るい生活の実現を目的とする。

(理 念)

第 2 条 本事業の理念は「人は人の為に在る 人の為に尽くしてこそ人」とする。

(運営の目的)

第 3 条 事業所の従業者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限り、その有する能力に応じ居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、地域密着型通所介護、介護予防型デイサービスにおいて機能訓練の介護その他必要な援助を行う。

2. 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。さらに、地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図るよう努めるものとする。

3. 本事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 25 年 1 月 9 日京都市条例第 39 号）」、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）」等、京都市介護予防・日常生活支援総合事業実施要項等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第 4 条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|----------------------|
| (1) 名 称 | ケアサービス富士 |
| (2) 所在地 | 京都市伏見区深草西浦町二丁目 96 番地 |

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 5 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 従業者 生活相談員 2名以上 (介護福祉士)

介護職員 6名以上 (介護福祉士・2名以上)

看護職員 2名以上

機能訓練指導員 2名以上

従業者は、介護業務及び利用者の送迎、生活相談に当る。

生活相談員は、事業所に対する通所介護利用の申込みに係る調整、他の従業者に対する相談助言及び技術指導を行う。

(営業日及び営業・提供時間)

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日は、祝日を含む月曜日から土曜日までとする。

ただし、年末年始 12/31 日～1/3 日を除く。

(2) 営業時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分とし、そのうち提供時間は次のとおりとする。

① 午前 9 時 00 分から午後 4 時 30 分

② 午前 9 時 00 分から午後 12 時 30 分

③ 午後 12 時 30 分から午後 4 時 00 分

④ 午前 11 時 00 分から午後 4 時 30 分

(利用定員)

第 7 条 事業所の利用定員 (地域密着型通所介護、介護予防型デイサービスを含む) は、1 日 18 人とする。

(地域密着型通所介護、介護予防型デイサービスの内容及び利用料等)

第 8 条 介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 日常生活動作の程度によって、身体の介護に関する必要な支援及びサービスを提供する。

① 排せつの介助

② 移動、移乗の介助

③ 安眠を促す、その他必要な身体の介護

- (2) 家庭における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
(午前のみ・午後のみ利用者を含む)
- ① 衣類着脱の介助
 - ② 身体の清拭、洗髪、洗身
 - ③ その他必要な入浴の介助
- (3) 給食を希望する利用者に対して、配食業者を介し、援助する。
(午前のみ利用者にも食事を提供し、午後のみ利用者には食事・おやつを提供する)
- ① 準備、後始末の介助
 - ② 食事摂取の介助
 - ③ その他必要な食事の介助
- (4) 利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送るために必要な支援及びサービスを提供する。
- ① レクリエーション
 - ② グループワーク
 - ③ 行事活動
 - ④ 体操
 - ⑤ 機能訓練 (パワーリハビリテーション)
 - ⑥ 休養、養護
- (5) 利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。
- ① 生活、身上、介護に関する相談、助言
 - ② 住宅改良に関する相談、助言
 - ③ その他必要な相談、助言
- (6) 基本料金
- 地域密着型通所介護、介護予防型デイサービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該地域密着型通所介護、介護予防型デイサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。
- ① 昼食代

1食あたり	500円	(全額自己負担)
おやつ代 (ご希望により)	100円	(全額自己負担)
 - ② おむつ代、レクリエーション等に係る費用等は自己負担とする。
 - ③ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用

④キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料の支払いを受ける尚、体調不良等については配慮する。

ご利用の前日午後5時までに御連絡いただいた場合	無 料
ご利用の前日午後5時までに御連絡がなかった場合	おやつ代・食事代のみ

(利用契約)

第9条 開始に当たっては、あらかじめ利用者及びその家族に対して地域密着型通所介護、介護予防型デイサービスが利用申込書の内容に関し医療行為ができない、医療保険が適用されない旨、説明を行った上で、利用申込を受けるものとする。

利用を始める前に、体験及び見学は随時受け付けるものとする。

(地域密着型通所介護、介護予防型デイサービス 計画の作成)

第10条 事業所は、依頼を受けた居宅介護支援事業所から提供される居宅介護支援計画、介護予防サービス支援計画に基づき、地域密着型通所介護計画、介護予防型デイサービス計画を作成し援助を行うものとする

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、伏見区・東山区・南区・下京区の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者が地域密着型通所介護、介護予防型デイサービスの提供を受けようとするときは、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第13条

1. 従業者等は、サービスを実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
2. サービスの提供により事故が発生した場合は、京都市その他市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事務所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
3. 事業所は、事故の状況や事故に際して採った処置について、記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
4. 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条

1. 非常災害時に適切に対応するため、非常災害対策に関する具体的な計画を定めるとともに、年2回避難、救出その他必要な訓練を行う。

(事業継続計画の策定等)

第15条

1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理及び従業員等の健康管理等)

第16条

1. 事業所は、衛生管理に十分留意し、必要な措置を行うものとする。
2. 事業所は、従業員に対し感染症等に関する基礎知識を習得させるため、必要な教育に努めるものとする。
3. 事業所は、従業員に年1回以上の健康診断を受診させるものとする。
4. 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - ③事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うものとする。
 - ④必要時、感染症の予防及びまん延の防止のために医療衛生企画課の助言、指導を求めるものとする。

第17条（身体拘束等の排除のための措置）

- 1 私たちはご利用中の方の尊厳を守るために、原則として身体拘束をおこなわない。身体拘束の必要性があると考えられる場合には、臨時職員会議を開催する。
- 2 臨時職員会議では、以下の要件について検証し、決定する。

- ① 目的が本人及び他のご利用中の方の心身の安全を保護する観点に由来するものであること。
 - ② 緊急性が高く、まもなく心身を害する恐れがあるか、すでに心身を害し始めていること。
 - ③ 身体拘束以外の方法で目的を達成する手段がないこと。
 - ④ 前3号の内容について検討し、やむを得ず身体拘束が必要であると判断される場合には、状況に応じた必要最低限の実施期間を決定する。この期間は上限を長くとも一ヶ月とし、可能な限り短く設定できるよう検証する。
- 3 臨時職員会議でやむを得ず身体拘束を行わなければならないことが決定した場合、その場でご家族様へ一時連絡を取り、事情の説明を行う。追って二次連絡を文書にて行い、臨時介護の内容を記した文書を交付する。この連絡過程において、ご家族様の理解と同意が得られた場合のみ、決定した期間において、決定した内容で身体拘束を実施する。
 - 4 身体拘束を行う場合はその内容を詳細に記録し、実施日の開始時刻、終了時刻、実施者を記載の上、身体拘束実施記録として通常の介護記録とは独立した書類として、ご本人様の利用終了から5年間の保存を行う。
 - 5 事前に決定した期間中であっても、身体拘束の必要性が一時的または永続的になくなったと思われる場合については、その場で一時的または永続的に拘束を解除し、その旨を身体拘束実施記録に時間、理由、実施者を含めて記録する。
 - 6 法人は身体拘束排除のために以下に掲げる措置を講じる。
 - ① 平素より、身体拘束防止の為に委員会を法人内で設置する。
委員会は各施設1名の委員と、委員長からなる法人内組織として構成し、3月に1回以上の委員会を実施し、その内容を各施設委員から全施設職員へ周知する。
 - ② 身体拘束防止委員会主導による、身体拘束排除を目的とした法人内研修を年2回以上実施し、職員への意識付けを行う。
 - ③ 身体拘束排除に向けた指針を法人として規定し、公開する。

第18条 (高齢者虐待防止のための措置)

- 1 法人は高齢者虐待の防止のために以下に掲げる措置を講じる。
 - ① 平時より、虐待防止の為に委員会を法人内で設置する。
委員会は各施設1名の委員と、委員長からなる法人内組織として構成し、3月に1回以上の委員会を実施し、その内容を各施設委員から全施設職員へ周知する。
 - ② 虐待防止委員会主導による、高齢者虐待防止を目的とした法人内研修を年2回以上実施し、職員への意識付けを行う。
 - ③ 高齢者虐待防止に向けた指針を法人として規定し、公開する。
- 2 施設内外で高齢者虐待の発生が疑われる際は、施設委員、管理者、虐待防止委員長、社長の内、2名以上で構成する調査員にて調査を行い、その結果を市区町村窓口と被害者様のご家族様へ文書記録を伴って報告する。

- 3 高齢者虐待加害者が法人内職員であった場合、速やかに法人内で当該事実の共有を行った上、法人として加害当時者職員の懲戒処分を決定する。
- 4 一連の記録は被害当事者様と法人の関係性が終了した後5年間までを保存期間とする。

(個人情報保護)

第19条

1. 本事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切に取り扱うものとする。
2. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第20条 事業所は、提供した地域密着型通所介護、介護予防型デイサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。

苦情受付担当者	管理者	石井 良典	075-646-1511
苦情相談窓口	伏見区役所	健康長寿推進課	075-611-2278
	深草支所	健康長寿推進課	075-642-3603
	醍醐支所	健康長寿推進課	075-571-6471
	東山区役所	健康長寿推進課	075-561-9187
	南区役所	健康長寿推進課	075-681-3296
	下京区役所	健康長寿推進課	075-371-7228
	京都府国民健康保険団体連合会		075-354-9090

(運営推進会議)

第21条 地域密着型通所介護、介護予防型デイサービスが、地域に密着し地域に開かれたサービスとするために、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議の開催は、おおむね6ヶ月に1回以上とする。
- 3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が存在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、及び地域密着型通所介護について知見を有する者とする。
- 4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているのかの確認、地域との意見交換・交流等とする。

- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(その他運営についての留意事項)

第22条

1. 事業所は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
2. 事業所は地域密着型通所介護、介護予防型デイサービスに関する記録を整備し、サービスを提供した日から、最低5年間は保存するものとする。
3. 事業所は、適切な指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、アサヒケアサービス株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 年 月 日より施行する。

- ① 平成19年4月1日、一部改正して実施する。
 - ② 平成20年4月1日、一部改正して実施する。
 - ③ 平成21年4月1日、一部改正して実施する。
 - ④ 平成22年4月1日、一部改正して実施する。
 - ⑤ 平成23年4月1日、一部改正して実施する。
 - ⑥ 平成23年12月1日、一部改正して実施する。
 - ⑦ 平成24年4月1日、一部改正して実施する。
 - ⑧ 平成24年8月1日、一部改正して実施する。
 - ⑨ 平成24年12月20日、一部改正して実施する。
 - ⑩ 平成25年1月25日、一部改正して実施する。
 - ⑪ 平成25年4月1日、一部改正して実施する。
 - ⑫ 平成26年4月1日、一部改正して実施する。
 - ⑬ 平成27年8月1日、一部改正して実施する。
- 第7条(6)基本料金 本人負担額

- ⑭ 平成 28 年 3 月 21 日、一部改正して実施する。第 6 条 利用定員
- ⑮ 平成 28 年 4 月 1 日、一部改正して実施する。地域密着型通所介護に変更
- ⑯ 平成 28 年 9 月 1 日、一部改正して実施する。第 7 条 (6) 基本料金 ④キャンセル料
第 17 条 運営推進会議
第 18 条 2 記録の整備・保存期間
- ⑰ 平成 29 年 4 月 1 日、一部改正して実施する。介護予防型デイサービスの追加
- ⑱ 平成 30 年 1 月 1 日、一部改正して実施する。

介護予防通所介護の削除

第 1 条 アサヒケアサービス株式会社に変更

- ⑲平成 30 年 4 月 1 日、一部改正して実施する。第 5 条 (2) 提供時間の変更
- ⑳令和 2 年 2 月 21 日、一部改正して実施する。第 16 条 苦情受付担当者
- ㉑令和 2 年 8 月 1 日、一部改正して実施する。第 12 条 2.3.4 追記 第 14 条 4 追記
- ㉒令和 3 年 6 月 10 日、一部改訂して実施する。第 19 条
- ㉓令和 3 年 9 月 21 日、一部改正して実施する。第 16 条 苦情受付担当者
第 7 条 (3) 午後のみ利用者 食事提供追加
- ㉔令和 3 年 10 月 1 日、一部改正して実施する。第 5 条 (1) 営業日
- ㉕令和 4 年 1 月 21 日、一部改正して実施する。第 16 条 苦情受付担当者
- ㉖令和 4 年 3 月 29 日、一部変更して実施する。第 5 条 (2) 提供時間の変更
- ㉗令和 4 年 8 月 1 日、一部変更して実施する。第 5 条 (1) 営業日
- ㉘令和 6 年 1 月 15 日、一部変更して実施する。第 2 条 改正 第 3 条 3 追記
第 15 条 4 改正
第 17 条 電話番号変更
第 19 条 改正 第 20 条 改正
- ㉙令和 6 年 2 月 5 日、一部改正して実行する。第 15 条追加 第 16 条 4 改正
第 19 条→第 17 条 第 20 条→第 18 条
第 22 条 1 追記 第 22 条 3 追加